

第 31 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和2年4月に発生した県北広域本部管内県税窓口の職員による個人情報漏えい事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和2年8月20日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人 (個人情報漏えい 事故の被害者)	394,995円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。